

- 三、 技工補助手差別撤廃 (三十二項ヲ附加シテ)
- 三六、 捨歩を在給に入ル (東洋ニ限ラズ附加シテ)
- 三七、 車庫設備の充備 (車庫工場設備ト改メ)
- 三八、 車庫公休日八日目に一日支給セヨ
- 三九、 車庫補助手にマスコ支給セヨ

▲ 少年車掌ノ分

- 四〇、 少年車掌組合加入ノ自由
- 四一、 少年車掌の出入庫手当を支給シヨ
- 四二、 少年車掌労働時間短縮 (最大限ヲ六時間トシテ)
- 四三、 少年車掌賃額引上げ (二割増ニスルコト、シテ)

可決
可決
可決
可決
撤回

★ 運輸部ノ開示ノ事務

- 四四、 中休手當支給改正 (一) 早退の場合に手當を支給すること
- 四五、 低床車に換気扇を設置シヨ (設置を完備ト訂正)
- 四六、 公休券日を早上りシヨ (勤務時間ノ改定は出張所ノ任意とする可ト変更して)
- 四七、 引込し奥にポールを付け掛 (すに運転出来ず除シヨ (分岐点を各シンボロトシヨ訂正)
- 四八、 減車及料
- 四九、 特定賃銀に対する特別手當を支給シヨ (賃金と靴賃金銭對前者と改メ)
- 五〇、 切符を片道券たけにシヨ
- 五一、 出勤時間から十五分迄の遅刻は取らないこと
- 五二、 遅刻勤務に食事給三千円を支給セヨ
- 五三、 退社時間十五分迄を三十分迄にシヨ (一八時迄以上六時半迄にシヨ、場合別)
- 五四、 遅刻、早退倍額検除と撤廃シテクニ
- 五五、 従業員に夏冬下着を支給シヨ
- 五六、 各終末にポール廻りを設置シヨ (危険場所以三信手車既設の後添ヲ追加シテ)
- 五七、 連結機を支又支給にシヨ
- 五八、 補助手ノ待遇改善 (一) 夜勤手當、四大節手當を早退にシヨ
- 五九、 運輸課補助手ノ勤務手當を支給セヨ

可決
可決
可決
可決
可決
可決
可決
可決
可決
撤回
撤回
撤回